

被差別部落の成立と資本主義

——彼らはどのように被差別部落民になったのか

小早川 明良

1 はじめに

1-1 目的

本稿は、資本の運動と被差別部落の形成過程を検討する。

近現代において成立した被差別部落は、少なくない。私見では、兵庫県神戸市 尼崎市、姫路市、神奈川県横浜市、山口県内の1地区、京都府舞鶴市内6地区、栃木県佐野市、小山市で9地区、福岡県田川市2地区、三重県津市3カ所、さらに広島県尾道市1地区 呉市5地区以上、その他未調査の3地区(島嶼部)などがある。また、近代化過程で極端な人口増を見た被差別部落もある。この内、舞鶴市の2カ所、津市の3カ所は、敗戦後の成立である。より詳細な調査は、さらに多くの事例発見に繋がると考える。本稿は、こうした事例を例外的な存在とは考えない¹⁾。

それぞれが、独自の形成要因を有するため、本稿は対象地域を、旧帝国海軍鎮守府が置かれた他の三都市とともに軍事都市であった舞鶴市とする。そこに、あらたに被差別部落が4カ所形成された。それは一連の軍事都市化過程のことであった。本稿は、舞鶴に被差別部落が形成された要因とともに、その拡大過程を資本主義の原理論を念頭に分析を進める。

1-2 用語の定義

本稿は、近代以降成立の被差別部落を対象とする。近代以前から存在したとされる被差別部落は、便宜的に「近世由来被差別部落」とする。ただ一言ことわっておきたいのは、「近世由来」であるといつても、封建的であるというのではない。被差別部落は、日本の資本主義の発展にともない、人口、産業と仕事すなわち生きるための手段、生活、教育など、あらゆる分野で構造的な変化がおきている。本稿はその証明でもある。

1-3 対象被差別部落の概要

まず4カ所の近代被差別部落の概要を述べる。

W部落には真新しい公営住宅がある。そこは、2カ所の広い墓地に面している。一方は、土葬墓地である。もとは住む人はなく、屠畜場が存在したと言われるが²⁾その裏付けはない。「昭和初期」の地区見取り図〔舞鶴市Y隣保館,1987〕には、30軒余の住宅がみられる。それら全体の3方が墓地に囲まれていた。残る一方は田畠で、現在は公営住宅と市民交流センターがあり、76世帯151人が暮らす。

Z部落は、185世帯303人の規模で、JR舞鶴駅から徒歩10分の距離にある。そばを流れる与保呂川は、軍事施設建設の都合でつけ替えられ現在の流れになっている。ここは桑畠に続く低湿地帯のごみ捨て場、実際は、糞尿の捨て場であった(元Z隣保館の館長S:2018年11月)。

X部落は、余部下の二つに分岐する谷間にある。急で細い坂道の両斜面に民家が並ぶ。坂道を進むと、和田(元の居住地)に至る。市民交流センターの対面は墓地である。市営住宅が23戸ある。2015年には129世帯261人が暮らす。

1987年のYの世帯数は、111世帯であった。104世帯が被差別部落の世帯である〔舞鶴市部落Y隣保館,1987:7〕。2015年では、159世帯290人となっている。Y部落の人々は、X部落からの移住者であったと言われているが、1953年の台風13号の被災者向け住宅が建設され、人口が増加し、これが被差別部落の膨張につながった〔舞鶴市Y隣保館,1987:7〕。当時の伝承を知る人によると、初期の移住も、X部落の人口のフローを回避するために公的な住居が準備されたという。

1993年時に、全体的に見た職業の調査〔舞鶴市,1993:8〕によると、有業者の53.4%が建設業に従事する。これは、国の調査17.0%より非常に高い。また、「技術工・採掘・製造、建設作業及び労務作業」が62.9%を占め、国調査の39.1%よりはるかに多い。舞鶴市は、その理由を行政的な育成の影響だとする。雇用形態は、「臨時・日雇」が30.6%で、国、県などの調査の2倍になっている。

1-4 舞鶴鎮守府とは

最後に本稿の論旨とは直接関係しないが海軍鎮守府について略記する。

それは、軍港に重工業を基本とした軍事生産拠点である海軍工廠が併設 [坂根,2010:3] された帝国海軍の陸上の重要な部門である。所管海軍区の防御と警備を任とし、海軍の機能を統轄した。各鎮守府司令長官を統括したのは天皇であった。政治的には、海軍大臣指揮下にあり、作戦行動面では、海軍軍令部長からの指示によって行動した。法的には、鎮守府条例によって造営された。

舞鶴鎮守府の面積は、83町5反8畝20歩 (828,959.06 m²) であった [舞鶴市, 1978 : 418]。1987年3月9月に工事請負契約が成立し、建設工事は本格的になった。鎮守府開庁は1901年のことであった。

2 研究と調査の方法と研究の枠組み

2-1 調査の方法

筆者は、対象地域における被差別部落形成や鎮守府造営と労働者の動向にかんする資料の新たな発見に努めた。また、先行研究が参照した資料の批判的な再評価を重視した。それに基づいて、現在の舞鶴市内の近代被差別部落と、近世由来被差別部落双方のフィールドワークと、そこで暮らす人々へのインタビューをおこなった。

インタビューは、舞鶴市の解放運動にかかわる人々や舞鶴市行政の案内でおこなったケースと、それとは別におこなったケースがあった。解放運動による事実認識へのバイアスを極力排除し、調査の独自性と客観性を保つためである。本調査はまた、被差別部落周辺の住民にもインタビューをおこなった。

2-2 議論の枠組み

本調査では、差別と下層労働者の問題に行き当たった。そこで本稿は、以下ののような枠組みをとった。

マルクス [1867b:309–11] によると、所有は、資本家にとっては他者の不払い労働の、またはその生産物の全面取得権を意味し、労働者にとっては、自己の生産物取得の不可能性を意味する。このために、資本家は、労働者を自由に使えるように拘束し、かつ女性労働や児童労働をも動員する。マルクス [1867 b : 500] はまた、剩余価値の資本への変容の論述に先立ち、マニュ

ファクチュアと職能について述べている。マニュファクチュアは細分化された労働者の熟練を生み出す一方、労働者の流動性を防止する際に、カースト世襲制³やギルドの排他性が国家による掟として再構築されると論じる。これは、資本主義的商品生産が差別と関係することを示唆している。

しかし、ここで労働者の精神構造が問題になる。労働力の再生産と不払い労働を提供し続ける主体の構築があつてそれは可能であった。ミッシェル・フーコー [1976=1986 : 174-83] は、そのような資本主義の発展に不可欠な要因を〈生一権力〉によって説明した。「生産期間へと身体を管理された形で組み込む」と「人口現象を経済的プロセスにはめ込む」ことに加えて、「力と適応能力と一般に生を増大させつつも、しかもそれらの隸属化をより困難にせずにすむような、権力の方法」が資本主義とその国家の現在を保証したと述べた。その権力の制度は国家に、統治の技術は社会全体のレベルに存在し、「そのような政治学の基本はまた、社会的差別と階層化の要因として作動し」権力構造を保証したと論じた。それは、〈生一権力〉の概念である。

本稿は、この二つの理論を手がかりに議論を進める。

3 先行研究

1963年、清水和夫と平林弘は、「京都府未解放部落白書－その3・舞鶴市X部落」を書いた。海軍鎮守府の造営工事に集められた鳥取の被差別部落出身の土木人夫たちが、一方で舞鶴の農民から、住まいとしていた仮小屋を破壊されるなどの迫害にあい、他方で、海軍の権力のもとで飯野商会、日本通運という独占資本が彼ら彼女らを酷使した。また、彼ら彼女らを好不況に翻弄される「停滞的過剰人口」として論じた[清水・平林, 1963 : 67-71]。清水らは、近代被差別部落民とみなされながら舞鶴に留まつた理由については触れていない。独占的企業、飯野商会による搾取を人々が受容した理由も、述べられていない。この清水・平林論文の主論点は敗戦後にあったが、それは本稿の守備範囲ではない。

中嶋利雄は、「舞鶴の部落 その2」で、舞鶴における「軍港の建設とともに出来た部落」[中嶋, 1979 : 92-5]を書いたが、内容は、1963年清水・平林論文の引き写しであり、近代以降の被差別部落形成にかんする新しい知見はない。

桐村彰郎は、「維新後から明治期にかけ、屠場、火葬場、衛生施設、港湾、鉱山などの新設で、部落が新しく形成された事例は多いとのべ、舞鶴を含め

た数都市名を紹介した[桐村,1989 : 52-3]。しかし、その形成過程には立ち入らなかった。

國歳眞臣は、舞鶴の近代被差別部落史を当事者からの聞き取りで構成しようとした。それは、差別と困窮の中で「いかにして部落解放運動のリーダーとしての主体を築きあげてきたかを明らかに」[國歳、2007 : 24]することが目的であった。そのためか、後述する手配師、西原亀三を、「西原(カネゾウ)」[國歳、2007 : 31]と誤認している。ゆえに、新たな被差別部落形成のメカニズムと意味を積極的に論じていない。彼ら彼女らの「主体」の形成はそのことと無関係には存在しない。ただし、國歳による聞き取りの記録は、本稿でも参照する。

唯一のまとめた地域史、『舞鶴市史』では、「被差別部落の形成」を「江戸時代における部落の主体」を「えた」にもとめ、近代における形成は議論しなかった[舞鶴市, 1993 : 1066-79]。また、その他の被差別部落関連の記述[舞鶴市,1982 : 254-87, 312-4]においても、被差別部落形成にかんする記述はない。結局、旧穢多非人の系列にある人々の移住の文脈で論じられた。そのうえ、研究対象が、1カ所のみに限られ、他の3地域は誰も調査していない。

4 舞鶴の人口動態と被差別部落

4-1 鎮守府造営と舞鶴の人口動態

舞鶴の軍事都市化は、それに関与する労働者や軍関係者の移住を促進した。坂根嘉弘 [坂根, 2010 : 18-9] の分析によると、後に海軍鎮守府が置かれる4都市のうち、1873年舞鶴の人口は、9,703人、1884年9,832人であった。国勢調査による人口推計を元に算出した敗戦前の人口は、他の鎮守府が置かれた都市がともに20万人都市に膨張したのに比べ東舞鶴、舞鶴を合算しても1940年87,000人に満たない。ただし、一般的な軍都、非軍都と比べると舞鶴のそれは非常に高い。

本論では、とくに舞鶴への移住者の出身地が問題になるので、坂根 [坂根, 2010 : 19-22] の研究を参照しておく。それによると、舞鶴全体では、近畿、中国、中部の各地方で、それは、鎮守府管轄地域と重なる。広島出身者は、被解雇者数では鳥取出身者よりも多い。いずれにしても、1920年では地元生まれの人は20%で、残りが外部から来ていた。

人口のび率は、ワシントン軍縮条約批准後、1923年に鎮守府からの要港

部⁴⁾への降格が影響し鈍化した。それは、軍属の減員、転勤による減少、海軍工廠職工の大量解雇、海軍関係以外の「商人・労働者・雑業就業者」たちの離脱が要因である。それは深刻な不況の原因となった。

4-2 舞鶴の被差別部落人口

舞鶴市 [1993: 2] によると、現在15カ所の被差別部落の成立は2類型に分かれる。その類型とは、近世由来被差別部落が9地区、近代被差別部落が6地区である。そして、正確に述べるとその6地区の内、4地区が舞鶴に鎮守府が設置の過程で形成された被差別部落で、残る2地区は、1983年に建設された市営住宅の地域を被差別部落と指定したケースと1997年に同じく市営住宅の建設によって成立したケースである。本論はこの2例については時代が対象外であるので、本稿では、議論しない。現在人口は、2,587人で、その3分の2が近代被差別部落形成以降の住民である。1936年、中央融和事業協会 [1936: 15-6] 調査では、地勢的に現舞鶴市の範囲に13の被差別部落が存在したことになっている。その世帯数と人口の計は、362世帯、2011人である。近世由来被差別部落と近代被差別部落の人口比は、およそ1.3 : 1なので、現在の近代被差別部落の人口増加は著しい逆転をみている。被差別部落数の差は、舞鶴市担当課 (2018.11.19) によると、人口の自然減の結果である。

当時の被差別部落人口は、近代初期の舞鶴市人口動態の不明瞭さ以上に、不明瞭である。本稿の対象とする近代被差別部落は、1900年代初頭にいずれも3~4世帯から始まっている。Z部落の被差別部落は1900年代初期に3世帯で始まり、1936年に80世帯、敗戦後間もない1950年に101世帯となっている。増加率は、世帯ベースで約37倍である。またX部落は、94倍になる。Wは約30倍である。Y部落が、3世帯ほどで始まったと推測すると42倍の増加率となる。いずれも、市全体の6倍の増加よりはるかに高い増加率である。この増加を鳥取県の被差別部落出身者によるとすることは、非現実的である。

4-3 軍縮による不況と被差別部落の人口

既述のようにワシントン軍縮条約批准後、舞鶴では極端な人口減少がみられた。X部落でも仕事が減少して「若者は土方仕事求めて飯場を探し歩いた」[清水・平林, 1963: 69] と人口減少が示唆されるが、4カ所の近代被差別部落では実際に減少はなかった。AD(10.23.2018)の証言は、まったくなかつたと人口の減少傾向を強く否定した。その理由は、港湾荷役や人夫供給に関

して飯野商会が海軍と独占的な契約⁵⁾にあり、その仕事にかり出されたからであった。

もちろん出て行く人もいた。しかし入ってくる人もいて、全体的傾向としては、顕著な減少傾向を示さず、人口は増え続けたと考えられる。このような現象もあわせて、被差別部落の成立条件となったと本稿は目論む。

5 工事と農民の意識および人夫の調達

当時、1万人に満たない近隣の人口から1日あたり、2000人の人夫を動員することは、非常に困難であった。農民が建設労働に関与できるのは農閑期のみで、遅延を取りもどさなければならない工事〔舞鶴市市史編纂室, 197:493〕には適當ではなかった。加えて、当時の農民には、「土方仕事をいやしみきらってやる者」[西原, 1965:11-4]がいないという状況であった。この農民の感情は、工事現場近郊から工事人夫を動員することをさらに困難にした。工事遅延の理由には、当時近隣には、木造建築の経験者しかおらず、近代的な工法を知る工事請負業者や人夫を手配できる業者の不在もあった〔舞鶴市市史編纂室, 1978: 494〕。

舞鶴の産業状況からも、土木労働者調達は不可能だったと言える。『舞鶴市史』によってそれを見る〔舞鶴市市史編纂委員会, 1975: 108-10〕。1920年国勢調査による人口は、10,368人〔板根, 2010: 11〕であった。舞鶴の産業は、桑の適地であったために養蚕と製糸産業が盛んであった。旧加佐郡のみで養蚕農家戸数は4,300戸で、產品は、是製糸株式会社で加工された。1896年地元企業を買収し舞鶴に進出した郡是は、1925年には209人を雇用していた。主に軍服などの海軍関連の生産に300人まで従業員が増加した。また日出紡績(1941年大和紡績)が工場を建設し、1936年からスフを日産16トン1050錘生産した。この工場は、戦争の激化で海軍工廠の借り上げ工場となり、魚雷艇の生産基地となった。従業員は、1944年、700人を超えた。飯野商会は、造船業にも進出し多角経営を行っていた。

漁業者も少なくなく、1903年に確認できるのは、690戸の1240人、漁船数914で京都府内の漁獲高の20パーセントを占め、3位に位置した。商業については、1902年同郡内で戸数2,070、従業員は2,069人であった。卸業、仲買は、生糸、小売業では、魚類が最も多く、舞鶴の産業構造を反映していた〔舞鶴市市史編纂委員会, 1975: 134-5〕。以上から、地元での労働者調達は容易ではなかったことがあらためて理解できる。

6 近世由来被差別部落との軋轢

2ヵ所あった近世由来被差別部落は、U部落とJ部落である。この2つの近世由来被差別部落は、ともに農業を基本として、前者では海軍の雇人もあり、副業に藁仕事、後者では副業に皮革を扱う仕事があった。U町案合図によると171軒の個人住宅がある。(J部落については、調査が不可能であった。) U部落とZ部落の間の距離は、約700メートルしかない。しかし両者の関係は非常に悪かった。

社会学者、ドナルド・ドーアは1950年に、主にU部落とZ部落にかんする覚書きを残している。仮にドーアノート^⑥とする。それには、盆踊りでの抗争などについて記録されている。時代が正確にはつかめないが、U部落には200人の土木人夫を抱える企業があった。U部落の「部落寺院」、西法寺の住職によると(2018年10月)、U部落には農地の所有者が多く比較的に裕福な人もいて、教育にも熱心であった。小学、高等小学校にもつつがなく通った。高学歴者も多く「京都大学に行った者もいる。医者もいる」と強調する。敗戦前には融和事業の影響があった。鎮守府と海軍工廠は、U部落の人々を正規の職員として採用したという。敗戦後の彼ら彼女らは、海軍工廠の後を継いだ日立造船などで働くことができた。

対照的にZ部落の人々は、就労が不利であったこともドーアノートには記されている。住職は「新興の部落」つまり近代被差別部落の人々は、融和事業の枠内には含まれなかったという^⑦。ゆえに、Z部落との経済的格差が広がり、双方の人間関係も荒廃した。近隣の一般住民との関係の持ち方もU部落とZ部落では異なり、一般市民との交流は、Z部落より盛んだという。永年勤続で表彰、叙勲を受けた市会議長もいる。U部落、Z部落他3地区の人々、行政関係者、さらに近隣住民のインタビューでは、近代被差別部落が近世由来被差別部落よりも「下位」とする文脈で語られる。

1941年生まれのU部落出身の女性は、一般的の地域から差別を受け、とくに結婚の問題は大変だった、と振り返る。そしてU地区とZ地区の関係も、差別—被差別の関係だった。子どもの世界にもそれは及んでいた。彼女にとって大変だったのは、Z部落の子どもたちが、差別に暴力でこたえたことだった。「子どもの頃、川沿いに歩いてZ部落の方に行くと、突然Z部落の子どもが現れていじめられた」ことがしばしばあったという。逆にZ部落の同年配の女性は、U部落の露骨な排除に憤る。日常的にも交流はなく、例外をのぞいて双方の婚姻関係はなかった。これはJ部落も同様だったという。

7 近代被差別部落の成立

7-1 第1次労働者ブーム分析から鳥取出自説を批判

ここからは、近代被差別部落の形成を具体的に見ていく。

鎮守府関係工事の労働者が舞鶴に集中したのには、2回のブームがあった。まずは工事開始時の1890年代に始り、1901年の鎮守府造営工事の完了までの期間である。本稿では、この期間を第1次ブームとする。第1次ブームでは、工事が完了後、ほとんどの労働者は、帰郷または他の建設現場に転出した [舞鶴市市場隣保館, 1997:30]。1902年以降、新市街地構築、インフラ整備、娯楽施設の建設などの都市開発などが行われる。その後も関連工事の発注や民間の開発、また軍事物資などの供給をめぐって労働者の需要は徐々に高くなつた。これを第2次ブームとする。

國歳眞臣 [2007:30]の調査によると、ADは、一番早く鳥取から人夫がはじめて舞鶴に来たのは、1898年だったと、断定的に証言している。すでに述べたように舞鶴の近代被差別部落の形成は、鳥取の被差別部落出身者によるとの言説がある。それはある物語から生まれた。1898年頃「出稼ぎで商売の資本をつくろうと考えていた人々は、四十里以上の舞鶴に向かって郷里を後にした。天秤棒の後籠に僅かの生活道具を前籠には歩き疲れた子供を入れ、一人者は振り分け荷物を肩にして歩いた。それは、安宿に泊まりながら三泊四日で舞鶴」へ来た苦難の「記憶」であり、中舞鶴の和田の竹藪から暴力で追われた「四・五家族」の被害の物語である [清水・平林, 1963:68]。先行研究は、これを無批判に引用する。

しかし物語は時間的に矛盾がある。数世帯が和田の竹藪に住みようになるのは、1905年以降[A, 1997:7]である。さらに重要なことだが、この物語がどの資料によっているのか、あるいは誰が誰から聞き取りをしたのかが全く不明⁸⁾である。

鳥取出自説は、後に「西原借款」事件で有名になった手配師、西原亀三 [1965:11-4]の自伝で補強される。西原は海軍と工事請負契約した吉田組の手配師の一人として働いた。吉田組には呉港の工事で実績があった。西原は、由良川の沿岸で軍需煉瓦生産をはじめるに際して、地元の「排他心の強い土地の人が意地悪いじゃまだてをし」たが、「Tの人を頼んで来てどんどん仕事を始めた」。Tは近世由来被差別部落である⁹⁾。1896から1901年にかけて「わたしはこの土地で所用の人数をまとめることはとてもできないと思ったから、

まず海軍に人夫宿舎を建てさせて、自分は但馬から鳥取県を駆け回って約五百人の人夫を逐次舞鶴に」雇ってきた。彼らは、「ほとんど全部当時一般から卑しめられ、差別されてきた階級の人だったので、わたしも同類だと人から思われたものだ」[西原,1965:11-4]。『舞鶴市史』は、とくに西原の自伝を追認する。地元には土方仕事への嫌悪感があったことと、近代被差別部落の形成と鳥取県の被差別部落の関係を強調している [舞鶴市,1988 : 688]。しかし、引用元は不明である。

鳥取県の被差別部落人口は、明治初期には、4,599人であった。1921年では19,022人[部落解放・人権研究所, 1993 : 1240-5]であった。当時、家を離れ就労可能な人口を、労働力人口を就業人口と完全失業人口をあわせたものすると1920年では、全人口に占める労働力人口粗稼働率は46.2%であった[黒田, 1886 : 15]。少々乱暴だが、これを鳥取県の西原の活動範囲[清水・平林, 1963 : 67]、[國歳,2007:29-30]に適用すると、約1,250人となる。この範囲から500人を引き出していくと、この地域の被差別部落に何らかの構造的な変化が起きていたことになる。ゆえに、西原の記述は、大言壯語の類いと考えられる。必要人員2,000人を西原が供給したわけではなく、西原以外にも多く手配師たちがいて、なおかつそれらとは別に、被差別部落民の数家族が単独で「艱難の旅」[舞鶴市,1988 : 688] をしたことになる。

鎮守府工事の人夫宿舎には、単身者用と家族をもつ労働者用があった。ADが住んだのは後者であった [A, 1997 : 6]であった。1899年には「来集ノ官民益増加シ同地方工事隨従ノ人夫スラ殆ド二千是等ハ—中略—港内便宜ノ所ニ仮居セリト雖モ早晚港外ニ退去セサルヲ得ス」[舞鶴市市史編纂室, 1978:606] とあるとおり、これらの飯場は、鎮守府の工事終了とともに解体された。そして一部を除いて、人夫の大部分は、帰郷した〔市場隣保館, 1997:30〕。鎮守府本体の土木工事を担った労働者のほとんどが流動的だった。1901年の段階では被差別部落が形成されていない。

7-2 第1次ブームと労働者の出身地

さらに詳しく労働者の出身地を見る。既述の獣魂碑には、鳥取、滋賀、兵庫県の出身者が確認できる。1898年に始まった舞鶴海軍工廠の建設工事で、翌年5月の岩盤発破時で63人が落命した。この事故の鎮魂碑が余部上に建立されている。それには、犠牲者の氏名と出身地が旧国名で刻まれ、23の地域になる。これは、『舞鶴市史』[1978 : 582-4]でも確認できる。事故発生時は、西原の活動時期と同時期である。因幡すなわち現在の鳥取県からきていた労

労働者も2名含まれている。西原のような手配師たちが、呉市、佐世保市、鳥取県、島根県、石川県、新潟県などから人夫を募集した。「鳥取の被差別部落出身者」とはその一部であったことが分かる。

7-3 第2次ブームと確認できる出身地

次に米騒動に注目する。舞鶴では、1918年、約1,000名の海軍工廠職工などの労働者が、海軍共済会や酒保米商を襲い、新舞鶴で1,000名が米屋13軒を襲った[京都部落史研究所,1999:244]。加佐郡余部町・新舞鶴町における米騒動のデータ[井上・渡部,1959:354-6]では、被起訴者42名中17名が舞鶴と近隣町村に本籍をおく人たちだった。その他の25名が他県からの来た人で、鳥取出身者は2名に過ぎない。京都府内他郡部での米騒動被起訴者と比べて、ここでは、他府県出身者が多いのが特徴である。米騒動への弾圧は、とくに被差別部落民に厳しいというのは定説であり、舞鶴においても「部落民の人の活躍はすばらしく」余部にあったX部落の被差別部落にも、とくに厳しい追及があった[A,1997:23]。定説に従うと鳥取県内の被差別部落からの来た人たちには少数であったと推測できる。すでに述べたが、全体を見ても鳥取出身者が目立つことはなかった。

第2次ブーム時に来た労働者にも、次の工事現場や、多くは帰るべき故郷があった。しかし、多様な理由で帰郷できない人々もいた。

國歳眞臣の研究では、グループでのヒアリングによって鳥取出身説を論証できたかに見える。しかしそれは、鳥取出身者のみが出席したからである。本研究も、出席者の選定を解放運動もしくは同和行政に関与した団体や個人に依頼しグループでヒアリングを試みた。それでは確かに「鳥取出身」という発言が支配的であった。ところが、別の人々に聞くと「鳥取出身者が多い」と聞いている」または「そう言われている」となる。個別インタビューでは逆に、鳥取以外から来訪した人々、またはその係累が目立つ。これは部落解放運動、または地域の改善運動に関与した人々のヘゲモニーの問題である。

では人々は、どこから来たのか。その具体像を示す。石川県出身の女性は、ヤクザものと駆け落ちをして流れ着いた京都で別離し、次にたどり着いた舞鶴に定住するようになった。彼女は、どうしても、帰郷する気持ちにならなかったという(2018年8月)。

また、兄弟や親族からいわば「所払い」¹⁰⁾にされた人があげられる。追放した側からの聞き取り証言(S:2018年11月)もある。被差別部落民で、小作の次男以下の人々には、地主との闘争に積極的なものが多くいた。地主は、

その闘争に参加した人々の親や親族にたいして、小作争議に参加している次男や三男を抑えたなら、よりよい有利な小作の条件を与えるとのべた。その甘言にのった人々は小作争議に参加していた兄弟などを追放してしまった。その内の幾世帯かが舞鶴に来た。舞鶴での仕事情報が流布した頃、鳥取の小作争議は頻繁であった[鳥取県, 1969 : 63-5]。それは鳥取に限ったことではない。

次に、史料やヒアリングによって得られたデータから、2次ブーム前後に定住した個人を中心に出身地について述べる。氏名は全て仮名である。市田修(Z部落) : 12, 3歳の頃、線路工夫だった兵庫県八鹿の出身父親とともに、山陰線の工事の進捗とともに移動し舞鶴に来た。40歳になってベタ引き(一頭立荷馬車)の仕事をはじめた。岡本黙男(W部落) : 1890年代末から1900年代初期は福知山で屠畜後の内臓を扱っていた。1902年Z部落に来たが、1914年から1915年ころから定住し、家畜商となる。大山喜十 : 福知山のPから岡本黙男の後を追ってくる。笹川友一 : U部落の出身。叔母のたけが大山喜十と結婚。木山富雄 : 東雲駅から由良川におりたところの砂利採取から除外され、福知山女学校と20連隊の脇で臓物処理—ラード採取の仕事。下田定一 : 滋賀県の人。余部屠場で働いていた。日露戦争後舞鶴に来て、道芝に飯場を経営。何頭かの牛も飼う。橋田次男 : 父親の橋田禎吉は、兵庫県宍粟郡千草村の出身。仕事を求めて舞鶴へ来る。新舞鶴町(現在のW部落)生れた。W部落には、鳥取県、兵庫県、岡山県、福知山出身者がいたと証言。山下山昭夫(1921年生まれ) : 両親は、(舞鶴の)駒ヶ谷(柳谷)に住んでいたが、Z部落に移った。駒ヶ谷に被差別部落はない。高橋和雄 : 岡山県出身。飯野商会の神戸港での荷役に従事。鎮守府造営の噂を聞いて移住し定住。下井豊 : 福知山出身。W部落との結びつきは強い。言い伝えとして、新田開発で福地山との親戚関係や友人関係がある。屯田兵として渡った北海道で失敗し、舞鶴へ来た例もある。離脱した地元の博徒などの居住も確認できる。

ドーアは1950年の調査で、被差別部落の人口増の要因に、長女が働くために他所に出て、結婚して夫をつれて舞鶴に帰ってきたことをあげている。その結果、被差別部落出身が相手にわかり離婚する羽目になった女性もあった。こうした人口の運動を短期的に繰り返しながら被差別部落が形成され膨張した。行く当てのない人を引き受けた事例は舞鶴でもあった。その場合でも、世帯を形成し定住した。

当然、鳥取県出身者も存在する。すなわち、丸山五郎は、1908年23歳の時、すでに和田に住んでいた人を頼ってきた [A, 1997 : 10]。丸山フミ、藤原ウメ、藤原幸三、真田ミネなどがあげられている [A, 1997 : 10]。それでも、

鳥取県の被差別部落を出身地とする人々が、1902年以降、舞鶴に被差別部落を4カ所形成したとする説は、合理性を持たない。「鳥取県鳥取県というがそうではない」(S: 2018年11月) という証言のとおりである。

7-4 飯野商会と人夫供給装置＝被差別部落の形成

1次ブームと2次ブームでは、人夫の手配師が変わった。1991年以降、後に飯野海運を設立した飯野寅吉が頭角を現した。労働者は、飯野配下になった [A, 1997 : 8]。

飯野は、神戸から舞鶴に進出し、1899年に海運業で飯野商会を設立し、軍の仕事に深く関与した。事業は、人夫供給業と石炭販売業であった。社史 [飯野海運株式会社, 1959:338-45]によると、1901年から海軍に石炭を納入しあり、1902年から、人夫供給の許可を得た。1902年には、船舶を大量に買収し、1907年には石炭運搬用具一式を買収し、石炭取り扱いによる権益を核にして舞鶴の港湾荷役を独占し、1922年、飯野商事株式会社となった。

1919年付けの飯野商会と海軍の契約書によると独占的人夫供給契約の条件は、1,600人の人夫を48時間以内の調達すること。募集の範囲は、新舞鶴で600人、余部町で400人、舞鶴町で600人とすること。これを超える場合は舞鶴近郊から募集すること [飯野海運株式会社, 1959:358] であった。この契約書の日付以前の事例であるが、日露戦争時の1904年、すでに飯野支配下の舞鶴港「に於ける荷車は悉く徵發せられ、其数千三百輛にして一輛に人夫二名を付する筈なれば、人夫のみにても二千六百名に達し。中々の賑わいなり」[京都日出新聞, 1904 : 2・14] と人夫の供給は順調だった。

飯野商会は、ワシントン軍縮条約の批准以前の1922年は、月平均1,500人を供給した。軍縮条約批准後、確かに飯野商会の人夫だしは減少する。飯野は赤字体質のようだが、軍縮を主因として赤字になっている訳ではない。逆に軍縮を機に、飯野の累積赤字は半減した [飯野海運株式会社, 1959 : 365-7]。軍艦の解体と中国撫順産の石炭・鉄道省炭の輸送の権利独占がその主因であった。被差別部落民がこの石炭の運搬に動員 [A, 1997:9-13] されたことも明らかである。また、証言 (AD, 10.23.2018) では、4カ所の近代被差別部落の減少傾向については強く否定された。いつでも飯野が自由に使用可能な定住労働者「1,600人」が存在したことは間違いない。つまり普段は石炭の沖仲仕をさせ、緊急要請にこたえ、被差別部落民を海軍へ動員した。

7-5 飯場と被差別部落

鎮守府内の飯場はすでに廃止されたため、住宅不足がさらに問題となった。それは、1899年制定の要塞地帯法と1900年の京都府の舞鶴軍港付近市街地建設物制限規則によって、地域一帯が軍用地となり、軍用以外の施設建設は禁止されたからであった。それらが、慢性的に労働力確保をさらに困難にした¹¹⁾。

人夫を供給した飯野商会が飯場を建てた記録はない。飯野商会が人夫を供給できたのは、飯野の下請け手配師が小規模の飯場を経営したからである。そこに、西原時代と異なる企業形態があった。飯野の手配師が、Z部落に長屋風のパラックを建てたので、他所からそこに移住したという証言がある。1921年には確実に労働者が集中する地域としてのZ部落があった。すでに述べたように被差別部落民に飯場を経営する者も現れ、飯場のパラック生まれの人々が確認できる〔W地区隣保館,1997:38〕。そして「昭和初期」のW部落の平面図に、飯場が確認できる〔W地区隣保館,1997:16〕。

渡辺拓也〔2017:74-6〕は、「飯場は、労働条件が悪く、労働者を集めにくい仕事につく労働者を集める一種の『装置』である。どのような労働に対して、どこから、どのようにして労働者を集めるのかは、飯場の性質に大きく関わっている。」と述べている。労働者の募集から生活の管理まで、産業構造に埋め込まれ、機能を発揮するとした。今日でも建設産業における下層労働力供給の一端を担い続けているとした。この観点にたてば、舞鶴の飯場が多様な事情を背負って多様な地域から来た人々を吸収したことが説明される。しかし、舞鶴の場合は、手配師と飯場を含んだ被差別部落がいわば自律的に下層の労働力を供給できる装置であった。

7-6 被差別部落と家族と労働

飯野商会が雇用した人夫の構造的全体像は不明である。しかし、現在の被差別部落におけるヒアリング及び諸史料では、その多くは、家族をもつ人々であった。たとえば、和田の竹藪中の住居を暴力団員と思われるものたちが襲撃したのは、男たちが働きに出ている間であった〔A,1997:9-10〕。つまり、すでに彼ら彼女らは家族で住まいをしており、X部落への移転後も世帯を形成しつつ住民が増えていった〔A,1997:13〕。Y部落もまた、和田の襲撃から逃れた人の一部が住み始めた地区であった。そこに1953年の台風13号による被災者向け公営住宅が建てられ、入居者が被差別部落民としてみなされ

るようになった。また、Y部落へは、住宅事情の劣悪さからX部落の次男三男のための住宅が、宮谷（小集落、20世帯ぐらい）とは別に建設されており、「行政が地区をつくった」（S2018年8月）との批判もある。W部落の場合もZ部落の場合も、集落を形成するときには、家族で舞鶴にきた人々、または、舞鶴で家族をもった人々によって形成されたことが証言されている〔W隣保館,1979: 19-20〕。

このようにして、被差別部落が形成された。彼ら彼女らは、特定の空間に、軍と企業に縛り付けられた労働者群であった。

軍事都市の労働力には、戦争遂行にかんする国家的な要請も強く、流動性が排除されなければならなかった。単身者の出稼ぎから固定的な労働者が生まれた。それは「48時間以内」に応えるためであった。その家族は、軍の要請にこたえ得る労働力の再生産を直接可能にした。家族は、護るべきもので、労働者を規律化した。海軍の動員に即応するシステムの主体となり、家族に統合された勤勉な労働者群は、もう1つの軍隊ともいいうべき存在となつた。それは、彼らの権力への抵抗力が弱体化することでもあった。

8 賃金水準からの考察

飯野商会と舞鶴鎮守府の契約は、低賃金の女性労働と非熟練労働である児童労働を前提にした。契約は、労働者に支払うべき賃金（日当）も明示していた。男人夫（20歳以上45歳以下）50銭、女人夫（17歳以上40歳以下）30銭、小供人夫（14歳以上16歳以下）15銭で、道具類、作業服は被雇用者の自前であった〔飯野海運株式会社,1959:341-2〕。この賃金は、同じころの大阪の最高日当78銭、最低55銭〔東洋経済新報社,1975: 581〕と比べると低い。また、舞鶴海軍工廠職工の日当は、やはり75銭を中心に推移した〔坂根,2010:42〕。ただし、賃金は全国的に1918年を境に高騰するが、舞鶴の日雇労働者の賃金は不明である。労働者の労働時間は、4月から9月は、6時15分から17時の10時間45分労働、10月から3月は、7時15分から16時30分の9時間45分労働であった。労働時間がこの規定未満の場合、1時間ごとに賃金の10分の1が差し引かれた。3時間未満残業は、男性10銭、女性5銭、小供3銭、それを越えて6時間未満では、日給総額の15%、6時間以上では20%を賃金に上乗せするとした〔飯野海運株式会社,1959:341〕。

最高賃金が決定され、労働生産性の向上による賃金上昇が不要だったので、不払い労働による剩余価値の搾取、また資本の蓄積が、海軍すなわち国

家によって保証されたことになる。また労働生産性が下降しても、資本は蓄積する [Marx(b), 1867:363-4]。児童労働の規定や生産手段の準備、服装など、どのような労働の様式がそこにふさわしいかは、軍と飯野商会間の契約によって決められた。

後に飯野海運 [1959 : 343] は、「当時は、米1升10錢台であり、1日50錢はそれほど安くなかった」と述べている。1910年の10kg単位米価は、1.09.9円 [森永,2008 : 29] で、1升換算すると16.5錢になる。しかし、この後米価は急騰して、2倍を超える騒動に至り、高止まりした。大工の日給は、最高1.15円、最低95錢であった [東洋経済新報社,1975 : 581]。ゆえに、飯野の規定賃銀は決して自慢できる金額ではない。

飯野商会で人夫仕事に夫婦と16歳の子どもひとりが従事した場合、夫のみ1時間残業すると仮定すると、年収は、約330円を超える。

この年収モデルを、1914年におけるモデル小作農民 [黄,2013 : 230] と比較する。自己所有の耕地をもたず、水田1町5反、畠4反を小作したと仮定する。1年間の収支は次のように算出される。収穫は、約38石、その内から地主に約17石を引き渡し、約21石を販売した金額321円90錢に副業、賃労働による収入計は376円90錢であった。不变資本は、種子、肥料、借入利息、農機具費166円72錢5厘であった。273円が彼らの生活と再生産に使われたが、このモデルでは、62円82錢5厘の赤字になった。農業は、当然無償の家族労働を含む。すなわち、農業より飯野商会での労働が所得としては明らかに有利であった。

小作料は、有力地主の地主会で恣意的に決定される。しかもそれは、米価や自然災害などと連動して変化したうえ現金支払いとなり、他の生産物も米価換算による現金支払 [鳥取県, 1969 : 68] で、これは農民を苦しめた。収穫量の40%を金納するようになる。一方、飯野配下の労働者の賃金は、海軍との契約に依っていた。ADは、原田卯太郎が『『飯野商会』に雇われ、残業などをすると米一升10錢の時代に。90錢になる日』もあり、「金も少しの残るようになり、子どもの教育上のことも考えて現在のX部落に家を建てた」と述べている。この時期とは、1913年であった。こうした「ゆとり」は、僅かであっても資本の原始蓄積が可能で、やがて運送業や木材業で自立する人々も現れた [W隣保館,1979: 17-8]。低賃金でありながら「満足」する理由がここにあった。

これらの人たちも成功モデルとなった。その諸語ともまた、軍事産業として存在していたが、ある資本の集積が資本の分枝によって新たな資本として機能した。それは、けっして特殊なことではない [Marx(b), 1867:372]。こ

の意味で、流動的な労働者が日雇いで働いた時代と、同じ日雇労働者であっても定住して従事するようになった状況とは、大きな隔たりがある。

9 到達点と今後の課題—結語にかえて

9-1 本稿の到達点

本稿は、当初の目標をほぼ達成した。それは以下のように言える。

対象の被差別部落は、国家、海軍と結びついたある特定の企業と強い関係性のもとで構築された。ほとんどの人々が家族を形成し、内部に固定的な下層労働力¹²⁾を集める装置である飯場を抱え発展した。

それらが形成されるには、いくつかの条件があった。その一つは、国家権力である。日本帝国主義の軍事的要請であった。帝国海軍鎮守府の建設と維持に不可欠な下層労働力のプールが被差別部落となった。二つに、資本の運動である。資本は権力である。飯野商事という一地方の企業が独占企業として発展する中で剩余価値と資本の再生産のために、日雇いの土木労働者を一所に係留し固定した。つまり資本が蓄積すればするほど、労働者の状態は、受け取る支払額が多かろうが少なかろうが、悪化せざるをえないということになる。そして最後に、「相対的過剰人口ないしは、産業予備軍が、蓄積の規模やエネルギーと常に均衡を保つように維持するあの法則」[Marx (b),1867=2005 : 400] が貫徹された。必要労働力を空間に閉じ込め、その再生産が可能になるよう労働者の流动性を阻止するために「排他性」[Marx (a),1867=2005 : 500] が強い底辺労働力が被差別部落のなかで再生産された。「排他性」は、対抗する企業の参入も阻んだ。

増加する人口の調整を行政が住宅建設と市内移住に関与する現象もみられた。また、汚物廃棄場という環境も改善された。それは、融和主義的な政策で、その対象を被差別部落として認定した。中央融和事業協会も直ちにこれらの被差別部落をアーカイブに登録した。これも影響が大きい。

その際、一般農民の土木労働者にたいする差別意識が増幅された。また、差別的な眼差し¹³⁾を受ける近世由来被差別部落民が、厳しい眼差しを近代被差別部落に注いだことも影響した。

また、鳥取出自説が定説化され再生産、流布¹⁴⁾したことは、国家と資本の権力同様に、大きな影響があった。それは、逆転した論理である。被差別部落を近世に由来する存在であり、民主化によって解消する [中嶋, 1979 :

78]とした転倒した議論を補完し、その言説の権力性が、被差別部落の維持に影響を及ぼした。

飯野商会と舞鶴の被差別部落の関係は親密である。遺影まで掲げて搾取者「飯野寅吉翁」を讃える[A, 1997: 1-3]。この労働者群には、被差別部落に出自にもつ人もいた。日雇いとしてのみ生きてきた人々もいたが、脱落した農民たちもいた。駆け落ちの末の放浪者もいた。元博徒もいた。しかし、舞鶴に来てからは、海軍が必要とした「大工業と農業によって『余剰化』された」人々であった。被差別部落は、労働力を募集する装置であり、かつ「最後の避難場所」であった。この装置は、労働の正常な前提条件の剥奪[Marx (b), 1867=2005: 136]空間であった。同時に、そのことを受け入れる主体として訓育される空間であった。だが、海軍と労働者の間に割り込んで賃金をピンハネした寄生者は「恩人」となった。

日雇い労働を中心とした過酷な生活だったが、彼ら彼女らは、自身に絶望し、頽廃[Marx(b)1867=2005: 139~40]した逸脱者にはならなかった。通俗道徳の実践者であり、喧嘩も、穩便な解決が可能であった。ヤクザに身を置いた者も結局と地域と共に改心する。労働と生産の寄生する手配師も現れたが、被差別部落のために尽力した。ドーアノートによると、旧制女学校に進み結婚生活が差別によって破綻したスズキという女性がいた。彼女は、その後、失対労働者の権利拡大に尽力し、より優れた労働力の再生産に関与した。

死ぬに任せるのではなく生きさせるため[Foucault, 1976=渡辺, 1986: 175-9]に被差別部落民の家族を機能させ、よりよき生の実現可能性を目前に提示し、規律ある労働者群としてのコミュニティ形成し支配を容易にした。いまも語られる成功モデルは、結果的に支配のツールとなった。これは疑う余地なく資本主義の発達に不可欠な〈生-権力〉であった。

9-2 課題

本研究には、課題も残った。おそらく、舞鶴に入り同じように日雇い労働者として雇用された人々は他にもいて、その全員が被差別部落民と見做された訳ではないことも明白である。では、その分岐点は何であったのか。本稿は、被差別部民になった人の論考で終わった。言うまでもないが、舞鶴と同じ条件が揃ったからといって、他の都市で被差別部落が成立するわけではない。この意味でも、分岐点のディテールは未解明のままである。

そして、もう一つの課題は、被差別部落内に発生した権力の問題である。

成功モデルとなった人々とそうではない人々の差異は、どのようにして発生したのか。私見では、成功モデル人々が解放運動をリードした。また、労働力として再生産される際に家族がキーワードなったが、では、それと家の概念はどのように関連したのか。これらも解明できていない。

そして、資本主義の発達に不可欠な〈生-権力〉という問題も、部落問題との関係で理論的な整理が求められる。これも将来の課題である。

注

- 1) 近世末期には、商品作物の増産と税収の増加を見込み、公私での新田開発があった。その造営工事には、穢多身分などの関与と被差別身分の形成が明らかになっている。馬原鉄男[1971: 264]によれば、鳥取県の現在の部落100の約半分、三重県松阪市では、18カ所のうち12カ所が形成された。滋賀県〔平井、1979: 105-9〕加賀、東京〔小早川、2017: 137〕でも、さらに、渡邊廣〔1973: 113〕は、島根県と和歌山県にもあった。これは、より、構造上の変化としてとらえる必要がある。
- 2) 獣魂碑以外に屠場の史料はなく、実際の存在は確認できない。
- 3) カースト制度は、外見上、非資本主義的制度のように見える。ヒンドゥーイズムによるインドのカースト制度はその典型のように考えられてきた。しかしそれは、イギリスの植民地主義によって資本主義的に再編され、前時代から無条件に継続しているものではない。マルクスは、大工業の本来の性格からいって、「労働の転換、機能の流動化、労働者の全面的な可動性を必然的にともなう」としたうえで、「その資本的な形態において、旧来の分業を、その固定化した特殊性とともに再生産する」〔Marx (b),1867=2005: 171〕と述べている。資本主義は、発展の過程に必要とする程度で近代化を促進する。マルクスは、その現実が社会的まとして国家が支持し、追認していると分析した。なお、被差別部落民をアウトカーストとして認識し分析する試みが、海外の研究者に盛んである。これは、上記の観点からも誤りである。その詳細は、拙稿〔小早川,2019:37-43〕を参照されたい。
- 4) 鎮守府に継ぐ艦隊の後方統轄機関。要港部の長は要港部司令官で、海軍少将ないし中将が充てられた。
- 5) 契約書は、飯野個人と舞鶴海軍經理部長名義で交わされた。
- 6) ノートは、1950年10月の数日間、社会学者ドナルド・ドナー（2018年没）が残した手書きのメモである。タイトルはTokushu Burakuと記されたA4相当用紙8枚からなる。ドナーは、1967年、Aspect of Social Change in Modern Japanを編集し部落問題にかんする論文を収めた。小早川は、このノートを京都部落問題資料セントナーから借り受け、仮訳をつけた。
- 7) 中央融和事業協会は、1936年の調査で認定しているので、住職の証言とは矛盾する可能性がある。しかし、近世由来被差別部落との間に対応の大きな格差があったことは理解できる。

- 8) この逸話は、本稿が参照したほとんどの文献、啓発冊子に引用されているが、いずれも引用元を明らかにしていない。
- 9) Tは、舞鶴市西部の近世由来被差別部落で、仕事は農業であった。口伝では、由良川で川渡しの仕事に従事したとされる。
- 10) ここでは、封建時代の厳格な意味で「所払い」を使用しない。単に恣意的にそこに居づらい条件をつくり出すという意味である。この「所払い」は村八分同等で、近代農村社会に増加した〔中村, 1971: 203-4〕農民間の権力関係の表出である。小作農民と地主は常に緊張関係にあり、作付けの陣頭指揮をしていた地主を小作人が取り囲み「脅迫」、同じ小作人を地主の手先として袋だたきにする事件〔鳥取県, 1969: 68〕もあった。小作農民の「团结」という武器〕〔鳥取県, 1969: 66〕は、実際は幻想で、小作農民内の強者による弱者の「所払い」は証言通りであったと考えられる。
- 11) 1898年9月から4ヵ月間舞鶴新市街計画の作業に従事した京都府第6区土木工区出張所員は、人口増にたいする無策に危機感を抱いて報告書を書いている〔舞鶴市市史編纂室, 1978:606-8〕。
- 12) 渡辺拓也〔2017: 303〕が論じた概念によっている。渡辺は、飯場に集まった労働者を固定層と流動層に分けて、飯場に居続ける労働者の労働にたいする観念と一時的な労働でよしとする労働者の観念との差異が、対立的感情を生むことを指摘している。
- 13) 被差別部落の近隣の市民には、その存在を知らないと言う人が多い。しかし、彼らには、不快そうな表情を示す人もいる。70歳以上の市民には、派出所も知らない旧地名を知る人もいて、印象としては、被差別部落民を「いない者」とするような差別が存在する。
- 14) 1917年8月21日の『鳥取新報』は、「丹後の舞鶴方面に当地方から出稼ぎして居るものは可成澤山ありて(宛) さな(然)がら印旛村の如き部落がある。此は主に特殊部落民で古きは20年以上にもなるものがあるそうだ。彼等は(中略)余部町の一角に他人の所有する田畠の上に(中略)人小屋掛をして一群をなして居る」と強調する。土地占有は、記事の30年近く以前のことと、所有者からの許可もあった。
- ドーアノートは、ある女性教師の偏見を記している。Z部落の人々には、「同じような顔かたちと性格」があるとのことである。次いで彼女は、Z部落の「鳥取訛り」を証言したが、これもやはり偏見で本稿としては採用しない。このような発言が逆に、近代被差別部落の形成と鳥取出身者にかんする言説形成に与したと考えられる。

本研究は、文部科学省の科学研究基金2017年度挑戦的萌芽、課題番号17K18601によっている。

文献

中央融和事業協会, 1936, 『全国部落調査』, 中央融和事業協会.

- Foucault Michel, 1976, *La Volonté de Savoir, Volume 1 de Historie de la Sexualité* (=1986,『性の歴史 I 知への意志』, 渡辺章訳、新潮社)
- 平井清隆、近江の被差別部落、近世部落の史的研究』、部落解放研究所、95-121頁。
- 黄楚群,2013,「戦前期農業団体の米価調節をめぐる議論——1910年代の『帝国農会報』における米価調節議論を中心として」,『言語・地域文化研究』, 東京外国語大学, 19号, 225-240頁,
- 飯野海運株式会社史編纂室, 1959,『飯野60年の歩み』, 飯野海運株式会社社史, 編纂室
- 井上清・渡部徹, 1959,『米騒動の研究 第1巻』, 有斐閣
- 小早川明良, 2017,『被差別部落像の構築 作為の陥渓』,にんげん出版。
- , 2019,「欧米人研究者の部落問題認識とオリエンタリズム——アウトカーストと被差別部落」,『部落解放研究』, 広島部落解放研究所, 25号, 29-47頁。
- 國歳眞臣, 2007,「舞鶴市新部落の形成と解放への主体形成(1)」,『解放研究とつとり』, 財團法人 鳥取県部落解放研究所, 9号, 23-53頁。
- 京都部落史研究所, 師岡佑行編,1999,『京都の部落史 2 近現代』, 阿吽社.
- 桐村彰郎, 1989,「日本資本主義の発達と部落問題」, 秋定嘉和編,『部落解放史 中巻』, 部落解放研究所, 41-53頁。
- Marx Karl(a), 1867, *Das Kapital:Kritik der Politischen Oekonomie* (=2005,『資本論』, 1巻上 今西仁司, 三島憲一, 鈴木直一訳, 筑摩書房)
- (b), 1867, *Das Kapital:Kritik der Politischen Oekonomie* (=2005,『資本論』, 1巻下 今西仁司, 三島憲一, 鈴木直一訳, 筑摩書房)
- 舞鶴市,1993,『同和地区実態把握等調査にみる舞鶴市の現状と今後の課題』, 舞鶴市.
- 舞鶴市市史編纂室,1975,『舞鶴市史各説編(上)』, 舞鶴市役所.
- , 1978,『舞鶴市史通史編(中)』, 舞鶴市役所.
- 舞鶴市市場隣保館, 1997,『W地区の歴史を求めて』, 舞鶴市市場隣保館.
- 舞鶴市Y隣保館, 1987,『隣保館の概要』, 舞鶴市Y隣保館
- 中嶋利雄, 1979,「舞鶴の部落 その2」,『部落』, 31-2, 部落問題研究所, 88-98頁.
- , 1979,「舞鶴の部落 その4」,『部落』, 31-4, 部落問題研究所, 71-78頁.
- 西原亀三, 1965,『夢の七十余年 西原亀三自伝』,北村敬直編, 平凡社.
- 坂根嘉弘, 2010,「軍港都市と地域社会」, 坂根嘉弘編『軍港都市研究 I』 舞鶴編清文堂, 8-90頁.
- 清水和夫・平林弘, 1963,「京都府未解放部落白書 (3) ——鶴市X部落」, 雑誌『部落』, 部落問題研究所, 167号, 67-91頁.
- 東洋経済新報社, 1975, 明治大正国勢騒乱
- 馬原鉄男, 1971,『日本資本主義と部落問題』 部落問題研究所.
- AD, 1997,『X～その苦悩と連帶の歴史』, X隣保館運営委員会.
- 中村吉治, 1971,『新訂 日本の村落共同体』, 日本評論社.

鳥取県, 1969, 『鳥取県史 近代 第4巻』, 鳥取県.

渡辺拓也, 2017, 「建設産業における下層労働者のコミュニティ——生産性と共同性のせめぎ合い」, 『理論と動態』社会理論動態研究所, 74-91頁.

渡邊廣, 1973, 『未解放部落の史的研究』吉川弘文館.

(こばやかわ・あきら 社会理論・動態研究所)